

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年7月21日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300017 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300055 号

第 1 結論

1 請求者の A 社における平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、12 万 6,000 円から 18 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者の A 社における平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、18 万円から 19 万円とする。

平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日まで

日本年金機構から送付された年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、A 社から支払われていた給与額に見合う標準報酬月額よりも低く記録されている。請求期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間について、オンライン記録によると、請求者の A 社における標準報酬月額は、12 万 6,000 円と記録されているところ、請求者から提出された請求期間に係る給与明細書及び普通預金未記帳取引照合表 (以下、併せて「給与明細書等」という。) により、標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に

基づく標準報酬月額 19 万円及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額 18 万円は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが確認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、18 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間について、請求者の請求どおりの厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答又は陳述しているが、日本年金機構が保管している請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額に見合う額となっている上、請求者から提出された厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により確認できる標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 9 月 1 日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間について、上述のとおり、給与明細書等により標準報酬月額の決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額 19 万円は、オンライン記録の標準報酬月額 12 万 6,000 円及び厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額 18 万円を超えていることが確認できる。

したがって、請求者の平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間の標準報酬月額を 19 万円とすることが必要である。

なお、平成 19 年 9 月から平成 20 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2200246 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2300008 号

第 1 結論

昭和 60 年*月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 40 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 60 年*月から昭和 63 年 3 月まで

私は、請求期間当時、大学生であり、実家のある A 町（現在は、B 市）を離れ C 町に住んでいた。国民年金については、20 歳になった頃、母親が A 町役場で任意加入する手続きを行い、保険料についても、同役場で納付してくれたと母親から聞いている。兄については、学生の頃に母親が納付してくれた保険料が納付済みとされているのに、自分の分だけ納付記録がないのはおかしい。兄のねんきん定期便を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者に係る請求期間の保険料を納付していたとする母親は、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足当初から 60 歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料を全て納付しており、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ってくれたとする母親は、請求者によると、高齢のため当時の状況を聴取することはできないとしていることから、請求期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、A 町の国民年金被保険者カード（平成 3 年 4 月頃作成）、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム、紙台帳検索システム及びオンライン記録によると、請求者から提出された年金手帳に記載の国民年金手帳記号番号については、平成 3 年 4 月頃に A 町で払い出されており、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 3 年 4 月 1 日に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられ

る。このため、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、請求者に対し、納付書が作成されることはないことから、母親が請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、母親が実家のあるA町において、請求期間の保険料を納付してくれたと陳述しているものの、i) 請求期間当時、保険料の納付については、原則、住民登録のある住所地で行う必要があったこと、ii) 戸籍の附票によると、請求者は、請求期間の大部分にあたる昭和61年3月17日から昭和63年3月31日までについては、C町に住所地を定めていたことが確認できること、iii) A町が合併したB市は、請求期間当時、住民登録がない国民年金被保険者がA町において保険料を納付できたかは不明である旨回答していること、iv) 上述のとおり、母親は、高齢のため当時の状況を聴取することはできないとしていることから、請求期間に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明であることを踏まえると、母親がA町において請求期間の保険料を納付したと推認することはできない。

加えて、母親がA町において請求期間の保険料を納付するためには、制度上、上述の平成3年4月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が同町で払い出され、当該別の手帳記号番号に基づき被保険者資格を取得する必要がある。しかし、戸籍及びその附票によると、請求者の氏名(D姓)、生年月日及び実家の住所地は、上述の平成3年4月頃に作成された同町の国民年金被保険者カードにおける記載と一致しており、同町において既に別の手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、同一の氏名、生年月日及び住所地の請求者に対し、上述の手帳記号番号が平成3年4月頃に新たに払い出されるに至る可能性は低いものと考えられる。

その上、請求者は、兄については、学生の頃に母親が納付してくれた保険料が納付済みとされているのに、自分の分だけ納付記録がないのはおかしいとして兄のねんきん定期便を提出し、兄も同様の陳述をしているものの、国民年金受付処理簿及びA町の国民年金被保険者カードによると、兄については、請求者の主張のとおり、20歳(昭和54年*月)から国民年金に任意加入しており、ねんきん定期便と同様に加入期間の保険料が納付されていることが確認できる。これに対し、請求者については、上述のとおり、請求期間において国民年金に未加入であり、B市及びC町も、請求者が請求期間において国民年金に加入していた記録は確認できない旨回答していることから、加入手続が行われていた兄とは状況が異なり、兄の保険料が納付されていることをもって、請求期間の保険料が納付されていたと推認する事情を導き出すことができない。

このほか、請求期間後に居住していたE市(居住当時は、F町)の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様、請求期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300008号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300053号

第1 結論

平成12年10月15日から平成13年4月10日までの期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年10月15日から平成13年4月10日まで

私は、請求期間について、運営会社は不明であるが、B市C町*にあるD事業所にてE業務をしていた。しかし、厚生年金保険被保険者記録がない。正社員として働いていたと思うので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間についてB市C町*にあったD事業所でE業務をしていた旨主張している。

F機関は、請求者が主張するB市C町*に所在する施設の請求期間当時の名称は、G事業所であり、営業許可年月日は平成12年10月24日であると回答している。

F機関は、G事業所の請求期間当時の事業主(管理者)はA社であったと回答しており、オンライン記録によると、同社は、平成12年4月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっていることが確認できるものの、i)同社から請求者の勤務及び厚生年金保険料の控除についての回答が得られないこと、ii)同社において請求期間中に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に対して照会したところ、E業務をしていたとする者は、請求者について一緒に勤務した覚えはない旨陳述していること、iii)請求者は、同僚及び上司の氏名を覚えていない上、請求期間に係る給与から厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述のE業務をしていたとする者は、A社において社会保険に加入しな

い従業員もいたと陳述している上、同社に係るオンライン記録に請求者の氏名はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300015 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2300054 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (現在は、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 52 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 8 年 4 月 8 日から平成 9 年 4 月 1 日まで

私は、平成 8 年 4 月 8 日から平成 9 年 3 月末日まで A 社でアルバイトではなく正社員の C 職見習いとして勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録がない。

保険料控除が確認できる資料はないが、勤務したことは確かなので請求期間を厚生年金保険の被保険者としてほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者の A 社における被保険者資格取得日は平成 8 年 4 月 1 日、離職日は平成 9 年 2 月 25 日であることが確認できることから、請求者が当該期間について同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は、請求期間当時の資料は保管しておらず、同僚の名前等も覚えていないため、請求期間に係る勤務実態を確認することはできない。

また、B 社は、請求者に係る資料の保管はなく、請求期間当時の経理及び社会保険事務担当者は既に死亡しているため、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求期間を含む平成 8 年 4 月から平成 10 年 4 月までに A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者 (以下「同僚」という。) 67 人のうち請求者と同世代である 25 人に、同社に係る入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得について照会したところ、13 人から回答があり、その全員が、入社と同時に厚生年金保険には加入していない旨回答している上、複数の同僚は、請求期間当時の D 業界では、C 職見習いのうち正社員として勤務していても厚生年金保険には加入させてもらえなかった旨回答している。

加えて、上述の同僚のうち、厚生年金保険被保険者期間が 1 年以上ある 16 人について雇用保険被保険者記録を確認したところ、14 人が厚生年金保険被保険者資

格取得月と雇用保険被保険者資格取得月は一致していないことが確認できることから、請求期間当時、A社は、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。